

石川県公報

平成 29 年 2 月 21 日

第 1 2 9 7 9 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地等の変更の届出 (厚生政策課)	1	○土壌汚染対策法の規定による要措置区域の全部の指定の解除 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地等の変更の届出 (同)	1	○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の全部の指定の解除 (同)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	公 告	
○土壌汚染対策法の規定による要措置区域の全部の指定の解除 (環境政策課)	2	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	4
		○農業協同組合が行う土地改良事業に係る換地処分公告 (同)	4
		○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	4
		○基本測量終了公告 (監理課)	5

告 示

石川県告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地等を変更した旨の届出があった。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者			居 宅 介 護 事 業 所			変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
有限会社 ケ ア白山	新	白山市北安田西二丁目83番地	有限会社 ケ ア白山	新	白山市北安田西二丁目83番地	平成28年 6月23日
	旧	白山市美沢野町2番地7		旧	白山市美沢野町2番地7	

石川県告示第65号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地等を変更した旨の届出があった。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者			居 宅 介 護 事 業 所			変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
有限会社 ケ ア白山	新	白山市北安田西二丁目83番地	有限会社 ケ ア白山	新	白山市北安田西二丁目83番地	平成28年 6月23日
	旧	白山市美沢野町2番地7		旧	白山市美沢野町2番地7	

石川県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社アクセスライフ	大阪府大東市曙町2番13号	サンライトなかよし小松末広薬局	小松市末広町244番地	平成29年 1月31日

石川県告示第67号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社アクセスライフ	大阪府大東市曙町2番13号	サンライトなかよし小松末広薬局	小松市末広町244番地	平成29年 1月31日

石川県告示第68号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、土壌汚染対策法の規定による要措置区域の指定（平成28年石川県告示第308号）で指定した要措置区域（以下「要措置区域」という。）の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定を解除する要措置区域
白山市旭丘二丁目19番の一部及び20番の一部
- 2 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

石川県告示第69号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、土壌汚染対策法の規定による要措置区域の指定（平成28年石川県告示第511号）で指定した要措置区域（以下「要措置区域」という。）の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定を解除する要措置区域
白山市旭丘二丁目19番の一部及び20番の一部
- 2 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) カドミウム及びその化合物
 - (2) 六価クロム化合物
 - (3) 砒素及びその化合物
 - (4) ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

石川県告示第70号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定（平成28年石川県告示第512号）で指定した形質変更時要届出区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
白山市旭丘二丁目20番の一部
- 2 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

石川県告示第71号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 狼煙加入区
 - (1) 発起人の住所及び氏名
珠洲市狼煙町への部80番地 山崎 政夫
珠洲市狼煙町への部88番地 前田 律太郎
 - (2) 区域
石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（狼煙町及び川浦町の区域に限る。）
 - (3) 区分
法第104条第2号に掲げる漁業
 - (4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
平成29年1月16日
- 2 珠洲北部加入区
 - (1) 発起人の住所及び氏名
珠洲市高屋町24字37番地 藤谷 頼人
珠洲市清水町1字82番地 和田 裕
 - (2) 区域
石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（高屋町、笹波町、石神町、馬縞町、大谷町、長橋町、片岩町、清水町及び仁江町の区域に限る。）
 - (3) 区分
総トン数2.5トン以上の漁船により、主としてはえなわを使用して営む漁業
 - (4) 漁業災害補償法施行規則第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
平成29年1月16日

公 告

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成29年2月22日から同年3月23日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、同条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
観音下地区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	小松市 環境共生部農林水産課
下福田地区	農業用施設石綿対策特別事業	〃	加賀市 経済環境部農林水産課

農業協同組合が行う土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、次のとおり換地処分を行った旨の届出があった。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

換地処分を行った者の名称	地区（工区）名	換地処分年月日
金沢市農業協同組合	花園地区	平成29年1月27日
〃	北千石地区	〃

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり地域登録検査機関の変更の届出があった。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
一般社団法人石川県主要農作物種子協会
西沢 耕一
金沢市古府一丁目220番地
- 変更した事項
登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
（変更前）一般社団法人石川県主要農作物種子協会
上坂 英善
金沢市古府一丁目220番地
（変更後）一般社団法人石川県主要農作物種子協会
西沢 耕一
金沢市古府一丁目220番地

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般社団法人石川県主要農作物種子協会

竹内 文雄

金沢市古府一丁目220番地

2 変更した事項

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(変更前) 一般社団法人石川県主要農作物種子協会

西沢 耕一

金沢市古府一丁目220番地

(変更後) 一般社団法人石川県主要農作物種子協会

竹内 文雄

金沢市古府一丁目220番地

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成29年2月21日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (電子基準点現地調査)	平成28年8月26日から 同年11月30日まで	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

